する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりＶＯＲ受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上ＤＭＥ装置は、装備しなくてもよいものとする。

飛行の区分	装置	数量
計器飛行		
	一～十　（略）	（略）
	十一　次に掲げる装置のうち、その飛行中常時、ＮＤＢ、ＶＯＲ、タカン又は測位衛星からの電波を受信することが可能となるもの イ　方向探知機 ロ　ＶＯＲ受信装置 ハ　機上タカン装置 ニ　衛星航法装置（ＮＤＢからの電波の受信により飛行する場合にイに掲げる装置に代わる装置として装備するものに限る。）	一（航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（この号に掲げる装置で現に装備するもの以外の装置であつて、その飛行中常時、針路の測定を行うことを可能とするものを装備するものを除く。）にあつては、二）
（略）	（略）	（略）
計器飛行方式による飛行		
	一　（略）	（略）
	二　次に掲げる装置のうち、その飛行に係る飛行の経路に応じ、当該飛行の経路を構成するＮＤＢ、ＶＯＲ、タカン又は測位衛星からの電波を受信するためのもの イ　方向探知機 ロ　ＶＯＲ受信装置 ハ　機上タカン装置 ニ　衛星航法装置（ＮＤＢからの電波の受信により飛行する場合にイに掲げる装置に代わる装置として装備するものに限る。）	一（航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（この号に掲げる装置で現に装備するもの以外の装置であつて、着陸に適した空港等までの飛行を行うことを可能とするものを装備するものを除く。）にあつては、二）

2　（略）

する航空機のうち国土交通大臣が指定する型式のものにあつては外気温度計、航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機（同表の規定によりＶＯＲ受信装置を装備しなければならないこととされるものに限る。）以外の航空機にあつては機上ＤＭＥ装置は、装備しなくてもよいものとする。

飛行の区分	装置	数量
計器飛行		
	一～十　（略）	（略）
	十一　次に掲げる装置のうち、その飛行中常時、ＮＤＢ、ＶＯＲ又はタカンからの電波を受信することが可能となるもの イ　方向探知機 ロ　ＶＯＲ受信装置 ハ　機上タカン装置 （新設）	一（航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機にあつては、二）
（略）	（略）	（略）
計器飛行方式による飛行		
	一　（略）	（略）
	二　次に掲げる装置のうち、その飛行に係る飛行の経路に応じ、当該飛行の経路を構成するＮＤＢ、ＶＯＲ又はタカンからの電波を受信するためのもの イ　方向探知機 ロ　ＶＯＲ受信装置 ハ　機上タカン装置 （新設）	一（航空運送事業の用に供する最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機にあつては、二）

2　（略）